

皆さまの取り組みで保険料を下げることができる!?

# インセンティブ制度・5つの行動

「インセンティブ制度」が平成30年からスタートしました。これは、事業主と加入者の皆さまの健康づくりに関する下記の5つの取り組みの総合順位に応じて、インセンティブ（報奨金）が付与される制度です。これらの行動も医療費の抑制につながります。

(福井支部 令和2年度結果)



インセンティブ制度の動画解説はこちら

(福井支部 YouTubeチャンネル)

## 指標① 健診に行く

家族みんなが健診を受けることで  
保険料率が下がる!?

インセンティブ  
行動1

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診（被保険者の方）、特定健診（被扶養者の方）を受診してください。
- 生活習慣病予防健診を受診していない事業所は、協会けんぽ加入者（40歳以上）の健診結果を協会けんぽへご提供ください。

特定健診等の受診率	被保険者	被扶養者
福井支部	67.1%	19.6%
全国	58.7%	22.0%

被保険者（本人）と被扶養者（家族）の受診率には大きな差があります。ご家族が病気になつたら会社での勤務にも影響します。従業員の健診はもちろんです。ご家族の健診についても会社から受診をお勧めください。

## 指標③ 適正体重を目指す

健診後の「特定保健指導」で  
脱メタボを目指しましょう!

インセンティブ  
行動3

- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

特定保健指導対象者の減少率	福井支部	全国
福井支部	32.7%	32.4%

特定保健指導を利用したの方が、利用していない方よりも翌年の健診結果が改善されています。日々の生活習慣を見直すことで健康状態はよくなります。特定保健指導を利用し、未来に続く健康を手に入れましょう!

## 指標④ 健診で引っかけたら病院へ

健診結果、1回見て  
そのままにしていませんか?

インセンティブ  
行動4

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を健診受診6か月後に送付しますので、必ず医療機関を受診してください。

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	福井支部	全国
福井支部	13.9%	10.0%

健診受診後早期に医療機関を受診するよう環境整備をお願いします。

- ① 健診結果を確認し、要治療と判定された従業員に早期受診するよう勧める。
- ② その後従業員が受診したかどうか確認する。
- ③ 就業時間内を受診できるように就業規則等に定める。

令和2年度  
22位

## 指標② 健康相談を受ける

「健診受診＝予防」ではありません!

インセンティブ  
行動2

- 健診結果で生活改善が必要と判断された方は、協会けんぽの特定保健指導（健康相談）をご利用ください。

特定保健指導の実施率	福井支部	全国
福井支部	17.0%	14.9%

健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行います。

### 特定保健指導の流れ



保険料率軽減を目指すし、引き続きインセンティブ行動1～5に取り組ましよう!

## 指標⑤ 薬はジエネリックにしてもらう

おくずりはジエネリックに!

インセンティブ  
行動5

- 医師の診察時、薬剤師に処方箋を渡す時に、「ジエネリック医薬品」を希望してください。

ジエネリック医薬品の使用割合	福井支部	全国
福井支部	79.1%	79.5%

新薬（先発医薬品）に比べ価格が安く、加入者の皆さまのお薬代が軽減されるジエネリック医薬品（後発医薬品）。健康保険財政の改善にちつたがることから、協会けんぽではジエネリック医薬品の使用をお願いいたします。ジエネリック医薬品の希望を意思表示できるシールや、小冊子「ジエネリック医薬品Q&A」を積極的にご活用ください。協会けんぽへご連絡いただければお送りします。

## 指標①～⑤の取り組みの結果、 令和2年度の総合順位は 第26位となりました。

上位23支部以内にランクされ  
なかつたため、令和4年度保険  
料率はインセンティブによる  
軽減は受けられません。